

「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用仕様書

1 業務名

「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスの利用

2 契約期間

2026年（令和8年）11月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

※2027年（令和9年）4月1日から2028年（令和10年）1月31日まで同単価にて単独随意契約予定あり。

3 利用期間

2027年（令和9年）2月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

4 契約場所

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民税課他とする。

5 業務目的

ASPサービスを利用して令和9年度個人住民税の税額シミュレーションができるとともに、入力した内容を藤沢市（以下「サービス利用者」という。）独自の市民税・県民税申告書（以下「申告書」という。）様式に出力可能なシステムを提供すること。

6 業務の形態

業務目的を高い費用対効果のもと達成するため、サービス利用者が自らサービス利用のための設備を調達し、あるいは所有し、直接もしくは委託運用するのではなく、ASPサービス事業者（以下「サービス提供者」という。）が提供する「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスを利用する形態とする。

7 資格条件

資格条件については、別添1「条件明示書」のとおりとする。

8 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）システムの要件

ア 基本要件

（ア）このサービスは、サービス利用者及び市民等が利用するものとする。

（イ）サービス利用者及び市民等が操作しやすいように、利用者ガイドが表示されていること。

（ウ）申告書様式のダウンロードが可能なこと。

（エ）地方税法、藤沢市市税条例及び神奈川県県税条例に基づいた令和9年度の税額シミュレーションができるものであること。（森林環境税を含む）

イ 機能要件

- (ア) 藤沢市ホームページにリンクを設定し、ASPサービスにアクセス可能なこと。
- (イ) 申告書作成時に入力した個人情報（名前・住所・生年月日）がインターネット上に発信されないこと、第三者による盗聴、改ざんの防止（TLS 1.2以上による通信の暗号化）をすること、かつ、個人情報等を保持せず、これを漏洩しない仕組みであること。
- (ウ) 給与又は公的年金等の源泉徴収票の記載内容をイメージ画面から入力することで、地方税法、藤沢市市税条例及び神奈川県県税条例に基づいた令和9年度個人住民税税額シミュレーション及び申告書の作成、印刷ができること。
- (エ) 複数の所得がある場合、又は控除の追加がある場合も地方税法及び藤沢市市税条例及び神奈川県県税条例に基づき令和9年度個人住民税税額シミュレーション及び申告書の作成、印刷ができること。
- (オ) 以下の所得種の収入金額、必要経費を入力し、正しい所得金額を算出できること。

総所得	営業所得		収入金額
			必要経費
	農業所得		収入金額
			必要経費
	不動産所得		収入金額
			必要経費
	利子所得		所得金額(利子収入)
	配当所得		所得金額
	給与所得		収入金額
	雑所得	公的年金等収入金額	
		業務に係る雑収入額	
		業務に係る雑必要経費	
		その他雑収入金額	
	総合譲渡短期所得	収入金額	
		必要経費	
	総合譲渡長期所得	収入金額	
		必要経費	
	一時所得	収入金額	
		必要経費	
分離所得	分離短期譲渡所得	一般	収入金額
			必要経費
			特別控除
		軽減	収入金額
			必要経費
			特別控除
	分離長期譲渡所得	一般	収入金額
			必要経費
			特別控除
		特定	収入金額
			必要経費
			特別控除
	株式等の譲渡所得	軽減	収入金額
			必要経費
			特別控除
		一般株式等	収入金額
			必要経費
			収入金額
	上場株式等の配当所得	上場株式等	必要経費
			収入金額
	先物取引所得		収入金額
			必要経費

※配当所得については、一般の配当所得及び配当控除なしの配当所得以外に関するものを除く。

※各種繰越損失控除、分離所得に関する損益通算は除く。

(カ) 令和9年度の医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、申告書及び添付書類台紙がダウンロード可能なこと。

(キ) 以下の所得控除・税額控除の選択・入力に対応し、正しく市民税・県民税が税額計算できること。

人的控除以外	雑損控除	損害金額		
		補てん金額(保険料等)		
		災害関連支出額		
	医療費控除	医療費支払額		
		補てん金額		
	セルフメディケーション税制	スイッチOTC薬支払額		
		補てん金額		
	社会保険料控除	国民健康保険料支払額		
		介護保険料支払額		
		後期高齢者医療保険料支払額		
		国民年金保険料支払額		
		その他の社会保険料支払額		
	小規模企業共済等掛金控除	控除額		
	生命保険料控除	旧個人年金保険料支払額		
		新個人年金保険料支払額		
		介護医療保険料支払額		
		旧生命保険料支払額		
		新生命保険料支払額		
	地震保険料控除	控除額(所得税)		
		旧長期損害保険料支払額		
本人控除	障害者控除	特別障害		
		普通障害		
		身体	等級	
		精神	等級	
		療育(知的)	等級	
	寡婦控除	離別(扶養あり)		
		死別(扶養あり・扶養なし)		
	ひとり親控除	離別(子あり)		
		死別(子あり)		
	勤労学生控除	未婚(子あり)		
扶養控除	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名		
		配偶者の生年月日		
		同居・別居(国内・国外)		
		老人配偶者の判定		
		配偶者の障がいの有無	特別障害	
			普通障害	
			身体	等級
			精神	等級
			療育(知的)	等級
		配偶者の合計所得金額		
		所得種		
		配偶者の収入金額		
		配偶者控除・配偶者特別控除の判定		
		所得金額調整控除対象の有無		
	一般扶養	人数		
		障がいの有無	特別障害	
			普通障害	
			身体	等級
			精神	等級
			療育(知的)	等級
		氏名		
		続柄		
		同居・別居(国内・国外)		
		生年月日		
		所得金額調整控除対象の有無		

扶養控除	特定扶養・特定親族特別控除	人数	
		障がいの有無	特別障害
			普通障害
			身体 等級
			精神 等級
			療育(知的) 等級
		氏名	
		続柄	
		同居・別居(国内・国外)	
		生年月日	
		所得金額調整控除対象の有無	
		特定扶養の合計所得	
	老人扶養	人数	
		障がいの有無	特別障害
			普通障害
			身体 等級
			精神 等級
			療育(知的) 等級
		氏名	
		続柄	
		同居・別居(国内・国外)	
		生年月日	
		所得金額調整控除対象の有無	
	同居老親等扶養	人数	
		障がいの有無	特別障害
			普通障害
			身体 等級
			精神 等級
			療育(知的) 等級
		氏名	
		続柄	
		同居・別居(国内・国外)	
		生年月日	
		所得金額調整控除対象の有無	
	16歳未満	人数	
		障がいの有無	特別障害
			普通障害
			身体 等級
			精神 等級
			療育(知的) 等級
		氏名	
		続柄	
		同居・別居(国内・国外)	
		生年月日	
		所得金額調整控除対象の有無	
税額控除	住宅借入金等特別控除	可能額	
		居住開始年月日	
		区分(特定取得)	
	寄附金控除	都道府県・市区町村に対する寄附金	
		日本赤十字社・共同募金会	
		条例指定分	市 県
	配当割額控除額		
	株式等譲渡割額控除額		
その他	収入がない人の記載欄	扶養者	氏名
			続柄
		障がい年金・遺族年金 その他理由	住所
	徴収方法	自分で納付(普通徴収)	
		給与天引き(特別徴収)	
	申告者情報	1/1住所	
		現住所	
		氏名(フリガナ)	
		氏名	
		生年月日	
	申告者の所得内訳	連絡先	
		種目	
		支払者の名称	
		支払金額	

※一般扶養、特定扶養、老人扶養について各々最低2名入力できること。

※16歳未満扶養親族について最低2名入力できること。

※配偶者、一般扶養、特定扶養、老人扶養、年少扶養について個人番号の入力ができること。

(ク) Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Soliton SecureBrowser II等のブラウザで利用可能なこと。

(ケ) 同時時間帯にアクセスが集中した場合でも運用に耐えられるものであること。

(コ) 別添2「印字項目仕様書」(令和8年度市民税・県民税申告書を参考として添付。令和8年度税制改正に伴い、令和9年度市民税・県民税申告書についてはレイアウト変更予定あり。)に基づき申告書へ入力した項目を印字することが可能なこと。

(サ) 別添3「データ化仕様書」に基づき申告書データ化欄へ自動的にデータが反映し仕様書に基づくエラー検知が可能なこと。

(シ) 申告書作成時、入力途中データを保存することが可能なこと。(サーバにはデータを残さず、利用者の端末に保存すること。)

(2) サービス要件

アクセス件数、申告書作成件数、税額試算件数の日計を月次報告すること。

(3) 運用スケジュール

ア 2026年(令和8年)12月中旬まで(契約から概ね1ヶ月以内)に、サービス利用者所属職員向けテスト環境を整える。

イ 令和9年度の税額シミュレーション、令和9年度申告書様式作成及びプリンタでの出力については、動作検証(市民税課にて保有している税額計算テストを入力することで正しく印字されること)を終えた上で、2027年(令和9年)2月1日より本稼働できる状態とし、市民等にサービスを提供できるものとする。

(4) サービス利用時間

ア 24時間サービス利用が可能であること。ただし、メンテナンス時間等を除く。

イ 定期的なメンテナンス等を行う場合には、30日前までにサービス利用者に連絡すること。

ただし、障害によるサービス停止が確認された場合はその旨を直ちにサービス利用者に報告しなければならない。

(5) 運用中の問合せ

ア サービス利用者からの一元的な窓口機能を有しており、サービス利用者の利便性が確保されていること。

イ サービス利用者からのシステム全般に関する問い合わせ時間は、「平日午前9時から午後5時45分まで(12月29日～1月3日を除く)」とする。

ウ サービスに障害等が起きた場合は、直ちにサービス利用者に報告をするとともに原因調査等の対応をとること。

9 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、サービス利用者とサービス提供者が協議して定める。

(2) サービス利用者は、「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用期間の金額及び導入適用料金を支払うこと。なお、導入適用料金について

は、新規導入時のみ支払うものとする。

- (3) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (4) 別添4「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき、本契約を履行すること。
- (5) 別添5「ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書」に基づき、本契約を履行すること。
- (6) 別添6「「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスSLA仕様書」に基づき、本契約を履行するよう努めること。
- (7) 契約はシステムの初期導入料金も含めるものとする。
- (8) 藤沢市情報セキュリティポリシー＜基本方針＞の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。

(以 下 余 白)

別添 1 条件明示書

「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用仕様書における資格条件は次のとおりとする。

- 1 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク取得事業者であること。
- 2 かながわ電子入札共同システムによる令和7年度・令和8年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）が、一般委託の種目で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。

（以下余白）

1月1日の住所	藤 沢 市										A1																														
現 住 所	同上・その他										A2										個人番号																				
フリガナ	A3										生 年 月 日	大・昭平・令 A5										年 月 日	電話番号	(A6)																	
氏 名	A4										代理者欄	氏 名										続柄										☐ 証明発行 (職員記入)									

※市民税・県民税申告書を提出した場合でも、他の課税資料が届いた場合には、市民税・県民税申告書と異なる課税内容となる可能性があります。

マ・通・住・免・診・保
官・パ・キ・その他 () ・なし

翌年度の申告書発送
☐ 不要 (職員記入)

◎ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類					
	損害金額		保険金等で補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額					
	B1 円		B2 円		B3 円					
⑭医療費控除	①支払った医療費等		②保険金等で補填される金額		③差引負担額					
	B4 円 確		B5 円		B6 円					
	一般	④10万円又は総所得等の5%の少ない金額		⑤		B9 円				
	特別	☐ B8 セルフメディケーション税制		⑥12,000円=						
⑮社会保険料控除	国民健康保険料				B10 円 確					
	介護保険料				B11 円 確					
	後期高齢者医療保険料				B12 円 確					
	国民年金保険料				B13 円 確					
	その他の社会保険料				B14 円 確					
⑰生命保険料控除	新生命保険料の計				旧生命保険料の計					
	B15 円 確				B16 円 確					
	新個人年金保険料の計				旧個人年金保険料の計					
	B17 円 確				B18 円 確					
	介護医療保険料の計									
B19 円 確										
⑱地震保険料控除	地震保険料の計				旧長期損害保険料の計					
	B20 円 確				B21 円 確					
⑲～㉒本人該当	⑲障害者控除 B22		⑳勤労学生控除		㉑寡婦控除 ひとり親控除					
	☐ 身体 (級) ☐ 精神 (級) ☐ 療育 ()		手帳確 (学校名) B23 確		☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 生死不明					
	所得金額調整控除		B26 円							
㉓配偶者控除 ㉔配偶者特別控除 同一生計配偶者	氏名	C1		生年月日	大・昭平 . .	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外 C3	調整 C4 ☐			
	個人番号					配偶者がい	身・精・療 (C5級) 確			
	配偶者の合計所得金額		C6		☐ C7 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)					
㉕扶養控除	1	氏名	C8		生年月日	C9 大・昭・平 . .	C10 ☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外	特定親族の合計所得金額 C26 確認 C27	C12 調整口	続柄
	個人番号						配偶者がい	身・精・療 (C13級) 確	C11	
	2	氏名	C14		生年月日	C15 大・昭・平 . .	C16 ☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外	特定親族の合計所得金額 C28 確認 C29	C18 調整口	続柄
	個人番号						配偶者がい	身・精・療 (C19級) 確	C17	
㉖特定親族特別控除	3	氏名	C20		生年月日	C21 大・昭・平 . .	C22 ☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外	特定親族の合計所得金額 C30 確認 C31	C24 調整口	続柄
	個人番号						配偶者がい	身・精・療 (C25級) 確	C23	
※1 16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	氏名	D1		生年月日	平・令 D2 . .	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外	続柄 D4	D5 調整 ☐	
	個人番号						配偶者がい	身・精・療 (D6級) 確		
	2	氏名	D7		生年月日	平・令 D8 . .	☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外	続柄 D10	D11 調整 ☐	
	個人番号						配偶者がい	身・精・療 (D12級) 確	D9	

※1 16歳未満の扶養親族とは、平成22年1月2日以降に生まれた人です。

以下職員記入欄

収入金額等	事業	営業等	ア	E1 円
		農業	イ	E2
	不動産		ウ	E3
	配当		エ	E4
	給与		オ	E5
	雑	公的年金等	カ	E6
		業務	キ	E7
		その他	ク	E8
	総合譲渡	短期	ケ	E9
		長期	コ	E10
	一時		サ	E11
所得金額	事業	営業等	①	F1
		農業	②	F2
	不動産		③	F3
	利子		④	F4
	配当		⑤	F5
	給与		⑥	F6
	雑	公的年金等	⑦	F7
		業務	⑧	F8
		その他	⑨	F9
		⑦～⑨までの計	⑩	F10
	総合譲渡・一時		⑪	F11
	①～⑥+⑩+⑪の合計		⑫	F12
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑬	G1	
	医療費控除	⑭	G2	
	社会保険料控除	⑮	G3	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑯	G4	
	生命保険料控除	⑰	G5	
	地震保険料控除	⑱	G6	
	障害者控除・勤労学生控除	⑲～ ⑳	G7	
	寡婦控除・ひとり親控除	㉑～ ㉒	G8	
	配偶者控除・配偶者特別控除	㉓～ ㉔	G9	
	扶養控除	㉕	G10	
	特定親族特別控除	㉖	G11	
	基礎控除	㉗	G12	
	⑬～㉖までの合計		㉘	G13
給与所得・4月1日現在65歳以上の方の公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納税方法 (〇で記入してください。)				
H1 自分で納付 (普通徴収)		給与天引 H2 (特別徴収)		
受付・作成		点検		

所得税控除合計	1		基礎控除(所)	2		生保控除(所)	3	
地震控除(所)	4		配特控除(所)	5		特親控除(所)	6	
配当(株式)10%	J1		配当(私募)5%	J2		配当(外貨)2.5%	J3	
配当(特定)0%	J4							
配偶者控除	扶養控除		年少	扶養障害	本人控除該当	専従者		専従者給与収入
控配 老配 同配	特定 同老 老人 一般 特親 調整	年少 扶養未済 同特 特障 障障 未成年 寡婦	ひとり親 特別	普通 勤労	専従 配専 他専			

◎所得の内訳記入欄

				職員記入欄	
所得種	支払者の名称	収入金額	必要経費	(給与・年金)源泉徴収票	前職(給与の場合)
K1	K2	K3 円	K4 円	原本□ LAN□	あり□ なし□
K5	K6	K7	K8	原本□ LAN□	あり□ なし□
K9	K10	K11	K12	原本□ LAN□	あり□ なし□

★ 昨年收入がなかった方の記入欄

(該当番号を○で囲み、必要事項をすべて記入してください。)

1. 次の方から扶養又は援助を受けていた。
氏名 続柄

M1 M2

住所
ア. 申告者と同じ
イ. その他(住所を記入してください)

(イ. その他に○と記入した方のみ)
申告者が居住している家屋敷(借家含む)
はどなた名義ですか。

名義人氏名 続柄

2. 次の年金を受給していた。(該当項目に○)
ア. 遺族年金
イ. 障がい年金

3. 昨年の生活状況を記入してください。(該当項目に○)
ア. 預金等にて生活
イ. 生活保護を受けていた
ウ. 雇用保険(失業保険)を受給していた
エ. その他(下記記入欄に記入してください。)

M3

家屋敷に関する事項

(市外に住所があり、藤沢市内に居住用家屋を有する人は記入してください。)

藤沢市の物件所在地
勤務先(会社名)
家族が居住する家屋敷(借家含む)は… ア. 本人名義又は共有名義 イ. その他()

☐ 対象外 ☐ 説明済

○ 源泉徴収票のない方は、月ごとに受け取った
給与収入等を記入してください。

月	収入金額	月	収入金額
1	円	8	円
2		9	
3		10	
4		11	
5		12	
6		賞与	
7		合計	

勤務先	名 称	
	住 所	
	電 話 番 号	()

寄 附 金 税 額 控 除 (※ 2)

都道府県・市区町村分 (特例控除対象)		条 例 指 定 分	都 道 府 県	N3 円	条例指定の特定非営利活動法人に対する寄附金		
N1 円					寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
日本赤十字社神奈川県支部・神奈川県共同募金会 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)			市区 町村	N4 円		市・県	円
N2 円						市・県	円

※2 認定特定非営利活動法人(仮認定を含む)以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記載せず、右欄の「条例指定の特定非営利活動法人に対する寄附金」欄に記入してください。

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除(※3)

配当割額控除額	O1 円
株式等譲渡 所得割額控除額	O2 円

※3 総合及び分離課税分を含みます。
(申告不要制度分は含めません)

※上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と異なる課税方式を選択することができないため、配当割額控除・譲渡割額控除を受ける場合、対象となる所得を確定申告で申告する必要があります。

総合短期・総合長期譲渡所得及び一時所得

	① 収入金額	② 必要経費	③ 差引(①-②)	④ 特別控除	差引金額(③-④)
総合短期譲渡	P1 円	P2 円	P3 円	P4 円 ^①	P5 円
総合長期譲渡	P6	P7	P8	P9	P10 ^②
一 時	P11	P12	P13 ^(赤字の場合は○)	P14	P15 ^③
所 得 金 額	① + (② + ③) × 1/2 = (P16 円) (表面の「所得金額の①」に記入)				

収 支 内 訳 書

☐ 営業等所得(事業内容)
☐ 農業所得 ☐ 不動産所得 ☐ 業務(雑所得)

項 目		金 額
収入金額	① 収入(販売)金額	円
	② 家事消費	
	③ 雑収入金額	
	④ 小計(①+②+③)	
原 価	⑤ 期首たな卸高	
	⑥ 仕入金額	
	⑦ 小計(⑤+⑥)	
	⑧ 期末たな卸高	
	⑨ 小計(⑦-⑧)	
	⑩ 差引金額(④-⑨)	

事 業 専 従 者

氏 名	続 柄	生 年 月 日

項 目		金 額
必 要 経 費	雇人費・人件費	円
	外 注 ・ 委 託 費	
	広 告 宣 伝 費	
	損 害 保 険 料	
	地 代 ・ 家 賃	
	種 苗 費 ・ 肥 料 費	
	賃 借 料	
	租 税 公 課	
	旅 費 交 通 費	
	減 価 償 却 費	
	⑪ 経 費 計	
	⑫ 再差引金額(⑩-⑪)	
	⑬ 専従者控除額	
	所得金額(⑫-⑬)	

◎分離課税に係る所得を申告する方は、付表1(分離課税用)をあわせて提出してください。

印字欄	印字内容
A1	申告者の1月1日の住所
A2	現住所
A3	申告者の氏名(フリガナ)
A4	申告者の氏名
A5	申告者の生年月日(和暦)
A6	申告者の連絡先

B1	雑損控除の損害金額
B2	雑損控除の保険金等額
B3	雑損控除の差引損失額のうち災害関連支出の金額
B4	医療費支払額又は(医療費控除の特例適用の場合は)スイッチOTC薬支払額
B5	B7に対して保険金等で補填される金額
B6	差引負担額(B7－B8)
B7	10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額
B8	医療費控除の特例が適用となる場合に□にチェック
B9	控除額(B9(医療費控除一般)－B10)or(B9(医療費控除特例)－12,000)
B10	国民健康保険料
B11	介護保険料
B12	後期高齢者医療保険料
B13	国民年金保険料
B14	その他の社会保険料
B15	新生命保険料の計
B16	旧生命保険料の計
B17	新個人年金保険料の計
B18	旧個人年金保険料の計
B19	介護医療保険料の計
B20	地震保険料の計
B21	旧長期損害保険料の計
B22	本人障害者控除の種別
B23	勤労学生控除の学校名
B24	寡婦控除の死別・離別・生死不明
B25	ひとり親控除が該当となる場合に□にチェック
B26	所得金額調整控除額(自動計算) ※0の場合は印字しないこと

C1	配偶者の氏名
C2	配偶者の生年月日(和暦)
C3	配偶者の居住形態
C4	配偶者を、地方税法上の扶養対象ではないが、所得金額調整控除の対象親族のためだけに入力した場合に□にチェック
C5	配偶者の障害者控除の種別
C6	配偶者の合計所得金額
C7	同一生計配偶者に該当する場合に□にチェック
C8	被扶養者の名前
C9	C8の生年月日(和暦)
C10	C8の居住形態
C11	C8の続柄
C12	C8を、地方税法上の扶養対象ではないが、所得金額調整控除の対象親族のためだけに入力した場合に□にチェック
C13	C8の障害者控除の種別
C14	被扶養者の名前
C15	C14の生年月日(和暦)
C16	C14の居住形態
C17	C14の続柄
C18	C14を、地方税法上の扶養対象ではないが、所得金額調整控除の対象親族のためだけに入力した場合に□にチェック

C19	C14の障害者控除の種別
C20	被扶養者の名前
C21	C20の生年月日(和暦)
C22	C20の居住形態
C23	C20の続柄
C24	C20を、地方税法上の扶養対象ではないが、所得金額調整控除の対象親族のためだけに入力した場合に□にチェック
C25	C20の障害者控除の種別
C26	C8が特定親族に該当する場合のC8の合計所得
C27	C8が特定親族特別控除に該当する場合の所得税の控除額(例:控除額51万の場合、51と入力)
C28	C14が特定親族に該当する場合のC8の合計所得
C29	C14が特定親族特別控除に該当する場合の所得税の控除額(例:控除額51万の場合、51と入力)
C30	C20が特定親族に該当する場合のC8の合計所得
C31	C20が特定親族特別控除に該当する場合の所得税の控除額(例:控除額51万の場合、51と入力)

D1	被扶養者の名前
D2	D1の生年月日(和暦)
D3	D1の居住形態
D4	D1の続柄
D5	D1を、地方税法上の扶養対象ではないが、所得金額調整控除の対象親族のため
D6	D1の障害者控除の種別
D7	被扶養者の名前
D8	D7の生年月日(和暦)
D9	D7の居住形態
D10	D7の続柄
D11	D7を、地方税法上の扶養対象ではないが、所得金額調整控除の対象親族のため
D12	D7の障害者控除の種別

E1	営業収入額
E2	農業収入額
E3	不動産収入額
E4	配当収入額
E5	給与収入額
E6	公的年金等収入額
E7	業務に係る雑収入額
E8	その他の雑収入額
E9	総合譲渡短期収入額(=Q1)
E10	総合譲渡長期収入額(=Q6)
E11	総合一時収入額(=Q11)

F1	営業所得額
F2	農業所得額
F3	不動産所得額
F4	利子所得額
F5	配当所得額
F6	給与所得額(E6から自動算出)
F7	公的年金等雑所得額
F8	業務に係る雑所得額
F9	その他雑所得額
F10	雑所得合計額(F7+F8+F9)
F11	総合譲渡・一時所得額(=Q16)
F12	総所得(F1+F2+F3+F4+F5+F6+F10+F11)

G1	雑損控除額
G2	医療費控除額(=B12)
G3	社会保険料控除額(B13+B14+B15+B16+B17)
G4	小規模企業共済等掛金控除
G5	生命保険料控除額(住民税)(B15~B19の自動計算)
G6	地震保険料控除額(住民税)(自動計算)
G7	障害者控除額・勤労学生控除額の計(住民税)
G8	寡婦控除額・ひとり親控除額(住民税)
G9	配偶者控除額・配偶者特別控除額(住民税)
G10	扶養控除の合計額(住民税)
G11	特定親族特別控除の合計額(住民税)
G12	基礎控除額(住民税)(自動計算)
G13	控除合計額(住民税)(G1+G2+G3+G4+G5+G6+G7+G8+G9+G10+G11)

H1	自分で納付に○
H2	給与天引に○

I1	所得税控除合計額
I2	基礎控除合計額(所得税)
I3	生命保険料控除額(所得税)(B15~B19の自動計算)
I4	地震保険料控除額(所得税)(自動計算)
I5	配偶者特別控除額(所得税)
I6	特定親族特別控除合計額(所得税)

J1	株式の配当所得額(配当控除10%)
J2	証券投資信託の配当所得額(配当控除5%)
J3	外貨建等証券投資信託の配当所得額(配当控除2.5%)
J4	J1~J3以外の配当所得額(配当控除0%)

K1	所得種
K2	K1の支払者の名称
K3	K1の収入(支払)金額
K4	K1の必要経費
K5	所得種
K6	K5の支払者の名称
K7	K5の収入(支払)金額
K8	K5の必要経費
K9	所得種
K10	K9の支払者の名称
K11	K9の収入(支払)金額
K12	K9の必要経費

L1	住宅借入金等特別税額控除の区分
L2	住宅借入金等特別税額控除の居住開始年月日
L3	住宅借入金等特別税額控除の住宅借入金等特別控除可能額

M1	昨年収入がなく扶養や援助を受けていた場合の扶養援助してくれた人の氏名
M2	M1の続柄
M3	その他に入力あった場合

N1	寄附金税額控除 都道府県・市区町村への寄附額
N2	寄附金税額控除 日本赤十字社・県協同募金会への寄附額
N3	寄附金税額控除 県税条例指定分への寄附額
N4	寄附金税額控除 市税条例指定分への寄附額

O1	配当割額控除額
----	---------

Q2	株式等譲渡所得割額控除額
P1	総合譲渡短期収入額
P2	Q1に対する必要経費
P3	$Q1 - Q2$
P4	Q3に対する特別控除
P5	$Q3 - Q4$
P6	総合譲渡長期収入額
P7	Q6に対する必要経費
P8	$Q6 - Q7$
P9	Q8に対する特別控除
P10	$Q8 - Q9$
P11	総合一時収入額
P12	Q11に対する必要経費
P13	$Q11 - Q12$ (赤字の時は0)
P14	Q13に対する特別控除
P15	$Q13 - Q14$
P16	総合譲渡・一時所得 $Q5 + (Q10 + Q15) \times 1/2$

(以下余白)

別添3「データ化仕様書」

- ・各項目について入力があった際に、申告書データ化欄の該当箇所へ指定した内容で印字がされること。
- ・備考欄記入のエラーについてエラーチェックが可能なこと。
- ・21については申告者の全ての申告内容をふまえて自動計算され数値が該当箇所へ印字されること。
- ・寡婦控除入力時は離別や死別などの入力を必須とすること。

項目	入力	印字内容	データ化欄	備考
1 控除対象配偶者(昭和32年1月2日以降生)	有	1	控配	
2 老人控除対象配偶者(昭和32年1月1日以前生)	有	1	老配	
3 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	有	1	同配	
4 控除対象配偶者	無	空欄	控配・老配・同配	
5 16歳未満の扶養親族人数 (平成23年1月2日以降生)	有	該当数	年少	
	無	空欄	16歳未満	
6 一般扶養控除対象親族人数	有	該当数	一般	
	無	空欄		
7 特定扶養親族人数 (平成16年1月2日～平成20年1月1日生)	有	該当数	特定	
	無	空欄		
8 特定親族特別控除人数 (平成16年1月2日～平成20年1月1日生)	有	該当数	特親	
	無	空欄		
9 特定親族特別 控除額(所得税)	有	控除額	特親控除 (所)	
	無	空欄		
10 老人扶養控除対象親族人数 (昭和32年1月1日以前生)	有	該当数	老人	
	無	空欄		
11 同居老親等扶養控除 対象人数 項目8の 同居人数(内書き)	有	該当数	同老	項目8<項目9の場合エラーメッセージ表示
	無	空欄		
12 寡婦控除	該当	1	寡婦	離別:扶養(子以外)に入力あり、かつ合計所得が500万円以下である場合以外はエラーメッセージ表示 死別:扶養(子以外)に入力ありなしにかかわらず、合計所得が500万円以下でない場合はエラーメッセージ表示
	非該当	空欄		
13 ひとり親控除	該当	1	ひとり親	扶養(同一生計の子)に入力あり合計所得500万円以下でなければエラーメッセージ表示
	非該当	空欄		
14 勤労学生控除	該当	1	勤学	合計所得金額が89万円以下、かつ勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下でなければエラーメッセージ表示
	非該当	空欄		
15 未成年 平成21年1月2日以降生	該当	1	未成年	
	非該当	空欄		
16 特別障がい(本人)	該当	1	特別	
	非該当	空欄		
17 普通障がい(本人)	該当	1	普通	
	非該当	空欄		
18 特別障がい者(本人以外)	有	該当数	特障	項目16<項目17の場合エラーメッセージ表示 項目1or2or3+5～8<項目16+項目18の場合エラーメッセージ表示
	無	空欄		
19 特別障がい者(本人以外)でかつ同居している人数 項目16の同居人数(内書き)	有	該当数	同特	項目16<項目17の場合エラーメッセージ表示、項目16に値なしで項目17入力ありの場合エラーメッセージ表示
	無	空欄		
20 普通障がい者(本人以外)	有	該当数	普障	項目1or2or3+5～8<項目16+項目18の場合エラーメッセージ表示
	無	空欄		
21 控除合計(所得税)	自動計算	数値	所得税控除合計	
22 生命保険料控除額(所得税)	自動計算	数値	生保控除(所)	
23 地震保険料控除額(所得税)	自動計算	数値	地震控除(所)	
24 住宅借入金等特別 税額控除可能額 住借 居住開始年月日	有	数値	住宅借入金等特別控除可能額欄	片方のみの入力はエラーメッセージ表示
	有	数値	居住開始年月日欄	

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「発注者」という。）と事業者（以下「受注者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取扱いを通じて知り得た秘密等の取扱いについて、発注者と受注者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、発注者からの提供や本契約を履行する過程にて作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報、並びに L G W A N - A S P やインターネット環境で利用するシステム、サービス（以下「外部サービス」という。）内に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき受注者から再委託を受けた者（再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社）である場合や受託者から再委託以降の全ての段階の委託業務を受託する事業者を含む。）及び外部サービスの環境を構築しているすべての関係者についても適用する。
- 4 受注者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び発注者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

- 第2条 受注者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

- 第3条 受注者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、発注者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により発注者に

通知するものとする。

- 2 発注者は、業務の執行上、責任者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に責任者等の変更を求めることができる。
- 3 受注者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により発注者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

- 2 受注者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、データを発注者が指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 受注者は、発注者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体、外部サービス等に複写し、又は複製してはならない。

(データの持出し)

第7条 受注者は、業務上、やむを得ず外部サービス上の発注者の領域からデータを持出す場合は、様式第2号「データ借用申請書」を提出し、発注者の許可を受けなければならない。

- 2 受注者は、持出したデータの業務上の利用が完了したときは、速やかに発注者にデータを返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第3号「データ消去証明書」を提出しなければならない。
- 3 受注者のパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から1

4 日以内に、様式第 3 号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(パソコン等及びデータの持込み)

第 8 条 受注者は、発注者の環境にパソコン等及びデータを持込み、作業を行う場合は、様式第 4 号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、発注者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第 9 条 受注者は、データの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。

2 第 7 条第 1 項の規定によりデータを持出す場合は、パスワード等による暗号化の措置を行うとともに、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。発注者から提供されたデータについても同様とする。

3 第 8 条に規定する持込み、及び発注者が登録したデータ等を記録媒体等で発注者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第 5 号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データ消去)

第 10 条 受注者は、外部サービス内に保存されたデータがある場合は、本契約期間満了後、当該データを外部サービス内で復元できないよう消去しなければならない。また、消去作業を完了した日から 14 日以内に、様式第 3 号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

2 受注者は、消去作業にあたり発注者の求めがある場合には、外部サービス内に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して発注者に提供するものとする。

(監督及び監査)

第 11 条 発注者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受注者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第12条 発注者は、本契約において個人情報扱う場合、個人情報の取扱いについて、受注者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受注者と協議の上、発注者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第13条 受注者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、発注者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により発注者に提出しなければならない。

(事故発生の報告義務)

第14条 受注者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を発注者に通知し、発注者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第17条 本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)

ウェブサイト等のセキュリティ対策に関する仕様書

1 趣旨

この仕様書は、藤沢市（以下「委託者」という。）と事業者（以下「受託者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、ウェブサイト及びウェブアプリケーション（以下「ウェブサイト等」という。）の改ざん等をはじめとしたインターネット上の脅威に対処するために、受託者がウェブサイト等に対して実施する対策について定めることを目的とする。

なお、この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社）である場合や受託者から再委託以降の全ての段階の委託業務を受託する事業者を含む。）についても適用する。

2 開発・改修時に実施する対策

受託者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版」の内容を理解するとともに、様式第1号「ウェブサイト等のセキュリティチェックシート」（以下「チェックシート」という。）に定める対策等を実施すること。

チェックシートの各実施項目について「対応済」、「未対策」、「対応不要」のいずれかをチェックすること。

ウェブサイト等に脆弱性がないことが明らかである場合、当該項目を「対応不要」にすることができる。

受託者は、チェックシートに基づき、全ての脆弱性を確認した上で、運用開始までに委託者に対して提出するものとする。

チェックシートの選択項目

対応済	対策を実施している場合に選択。
未対策	対策の実施は必要であるが、何らかの理由により未実施の場合に選択し、その理由及び未対策であることにより発生するリスクへの対応方法についても記載すること。
対応不要	脆弱性が存在しない実装である場合やすでに他の対策を実施し、対策自体が不要であると判断される場合に選択し、その理由についても記載すること。

3 ウェブサイト等運用のためのセキュリティ対策

受託者は、ウェブサイト等を安全に運用するために、利用するサービスや運用形態に関わらず、以下の項目を満たさなければならない。

なお、ウェブサイト等において個人情報を取り扱う場合の個人情報とは、個人情

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定められた個人に関する情報をいう。

（1）外部サービスの利用

ウェブサイト等の構築・運用において、他の事業者が提供する外部サービス（L G W A N - A S P やインターネット環境で利用するシステム、サービス（例）クラウドサービス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、検索サービス、翻訳サービス、地図サービス、ホスティングサービス、生成A I 等）を利用する場合は、利用するサービスのセキュリティ要件及び取り扱う情報を明確化するとともに、委託者の許可を得ること。

（2）保守体制表の提出

受託者は、本番運用開始までに、保守体制表を委託者に提出しなければならない。また、業務の途中で体制に変更があった場合は、速やかに書面により委託者に通知すること。

（3）ファイアウォールの導入

必要なポートへの通信だけを許可するようルールを設定し、ウェブサイト等内の情報の書き換え、漏えい等の攻撃を防がなければならない。また、ログの取得機能は有効にし、定期的に取得したログの保存や、解析を行わなければならない。

（4）ウイルス対策ソフトの導入

ウェブサイト等が稼働するサーバにウイルス対策ソフトを導入し、保護しなければならない。また、ソフトウェア及びパターンファイルを最新の状態に保たなければならない。

（5）適切なリソース管理、負荷分散の導入

ウェブサイト等のアクセスに対し、安定してサーバを稼働させるために適切なサーバ容量を確保するとともに、必要に応じて負荷分散装置（ロードバランサー）やキャッシュサーバの導入を行わなければならない。

（6）セキュリティパッチの適用

ウェブサーバのアプリケーション、CMS、OS、ミドルウェア等の構成要素の全てについて、日々公開される脆弱性情報を積極的に収集し、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、1週間以内に適応させなければならない。1週間以内に対応できない場合、受託者は、速やかに委託者と協議し、適応時期や適応までの暫定対応について決定すること。なお、パッチ適用後も正常にウェブサイト等が稼働することを事前に検証したうえで実施すること。

（7）通信の暗号化

ウェブサイト等で取り扱う情報の改ざん、漏えいを防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。なお、暗号化を行う場合は、原則としてデジタル庁、総務省及び経済産業省が策定した「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（C R Y P T R E C 暗号リスト）」に記載されている方法を採用すること。

改定 2024/9/2

(8) 不必要なサービスの停止・アプリケーションの削除

不必要なサービスは停止するか、削除しなければならない。サービスを提供しているポート以外に対する要求に対し応答を返さないよう、フィルタリングを施さなければならない。

(9) アカountの適切な管理

各種設定の不正な変更を防ぐため、管理者権限のアカウントは必要最低限とし、不要なアカウントは削除しなければならない。また管理者画面については、IPアドレス制限や二段階認証等の不正アクセス対策を施さなければならない。なお、パスワードは十分な長さ（8文字以上推奨）とし、文字列は想像しにくいもの（アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等）を設定しなければならない。設定したパスワードについては、定期的に変更すること。ただし、担当者の変更やインシデント発生時にはその都度変更しなければならない。

(10) 受託者の環境におけるセキュリティ対策

個人情報及び業務上の機微情報を取り扱うウェブサイト等において、受託者が運用・保守等のためウェブサイト等に接続する場合は、接続する端末や操作者を特定し、アクセス制御や通信の暗号化などの不正アクセス対策を実施すること。また、マルウェア対策を実施すること。

(11) 新たに発見される脆弱性への対応

受託者は、委託者が契約期間中、外部のセキュリティ診断等を実施し、新たに脆弱性が発見された場合、必要なセキュリティ対策を施さなければならない。

ただし、対応に新たな費用が発生する場合、その負担について委託者と協議の上決定すること。

(12) その他の対策

その他、委託者と協議し、必要なセキュリティ対策がある場合は施さなければならない。

(13) 監視体制

ウェブサイト等の構築後は、構築したサーバの監視を十分に行い、異常を検知することができる体制を整え、監視体制表を委託者に提出すること。

検知対象は、D o s 攻撃、改ざん、サーバ負荷の急増及び外部C & Cサーバ等への通信のほか、委託者が必要と判断したものとする。

受託者は、これらの異常を検知した際は、直ちにウェブサーバの運用を停止し、委託者に連絡するとともに、対応を協議すること。

(14) 報告事項

受託者は、構築したシステム内で使用しているソフトウェアの種類やバージョン等について様式第2号「ウェブサーバの運用環境報告」にて、契約締結後1週間以内に委託者に報告すること。

また、これらのソフトウェア等に関してアップデートを実施した場合は様式

改定 2024/9/2

第3号「ソフトウェア等の運用報告」にて翌月10日までに報告すること。

ただし、委託期間の最終月に実施した場合は、当該委託期間の終了日までに報告すること。

4 インシデント発生時の対応

ウェブサイト等に、D o s 攻撃、不正アクセス等のサイバー攻撃や、サーバの故障、停止等のインシデントが発生した場合は、ただちに委託者へ連絡し状況を報告しなければならない。対応は委託者と協議の上行い、必要に応じて、原因究明、復旧対応、プレス発表の協力、再発防止策の検討及び提案並びに実施を行わなければならない。

また、インシデント対応完了後、速やかに書面にて、報告すること。

5 メンテナンス等によるウェブサイト等停止時の対応

受託者は、サーバのメンテナンス等でウェブサイト等の公開を一時的に停止する場合、原則10日前までに委託者に書面にて通知すること。また、作業中は「メンテナンス中」の案内を表示すること。

6 監督

委託者は、提出された書類等の内容について確認が必要と認められる場合は、実地に調査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

7 損害賠償

受託者は、本仕様書に違反し脆弱性等が存在した場合、当該脆弱性等により委託者に発生する損害について、その賠償の責に任ずるものとする。

なお、賠償内容については委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

8 協議事項

本仕様書に定める脆弱性項目以外に、新たに脆弱性が発見され、当該脆弱性を狙った攻撃が急増するなど被害発生が予測される場合は、委託者と受託者が協議の上、対策の実施有無を決めるものとする。

9 その他

委託者は、本仕様書に定める各様式を、藤沢市公式ホームページにて公開するものとする。

以 上

「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービスSLA仕様書

1 目的

本仕様書は、「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用仕様書に基づき、SLA対象サービスの仕様、品質の計測方法について明確にすることを目的とする。

2 SLAの仕様と設定値

No.	サービスレベル設定項目		内容	設定値
1	可用性	稼働時間	利用者向けサービスの提供時間（ただしメンテナンス時間除く）	24 時間 365 日
2		稼働率	サービスの利用が可能な時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99%以上
3		過負荷耐性	運用に支障のないアクセス数（同時間帯にアクセスが集中した場合）	3,000 件
4		計画停止予定通知	点検・保守に係る定期的な停止に関する事前連絡	30 日以前
5		臨時停止予定通知	臨時停止に関する事前通知	障害対応、セキュリティパッチ適用等の緊急な場合。事前にメールで連絡すること。
6	性能	応答時間	画面遷移時間が基準値内である割合	3 秒以内
7	信頼性	障害受付	障害受付時間	平日午前9時から午後5時45分まで（12月29日～1月3日を除く）
				（時間外は電子メールで受付）

8	信頼性	障害復旧時間	ハードウェアの障害検知時から復旧までの時間	翌営業日以内
				(午後5時以降受付の場合、翌営業日受付扱い)
9	データセンターサービス	サービス停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前通知	原則2週間前までに事前通知
10		ウィルス定義更新	ウィルスチェックソフトの最新定義ファイル更新までの間隔	開発環境は定義ファイル毎日更新
11		記録(ログ等)	利用状況、例外処理及びセキュリティ事象のログ保存期間	1年間
12		セキュリティパッチ管理	パッチの更新間隔(ベンダーリリースからパッチ更新開始までの時間)	原則半年に1回(緊急時は、協議)
13		ソフトウェア保守	パッケージプログラムのバージョンアップ・バグフィックス対応	適宜
			システム設定にかかる微調整(レイヤの追加・削除、レイアウト変更等)	
14		定期点検	サーバリソース点検、ログ点検	月1回